

## 【本市の対応について】

本市においては、大阪府の感染拡大防止にかかる要請（12月27日～当面の間）を鑑み、次のとおり対応します。 ※赤字部分が大阪府の要請に応じた対応（変更箇所）です。

### ★市民への呼びかけ（特措法第24条第9項に基づく）

- 感染防止対策（3密の回避、マスクの着用、手洗い、こまめな換気等）を徹底してください。
- 早期のワクチン接種（子どものワクチン接種を含む）を検討してください。（法に基づかない呼びかけ）
- 新型コロナウイルスと季節性インフルエンザとの同時流行に備え、高齢者等※1はインフルエンザワクチン接種を検討してください。（法に基づかない呼びかけ） ※1 予防接種法に基づく定期接種の対象者
- 高齢者の命と健康を守るため、高齢者※2及び同居家族等日常的に接する方は、感染リスクが高い場所への外出・移動を控えてください。 ※2 基礎疾患のある方などの重症化リスクの高い方を含みます
- 旅行等、都道府県間の移動は、感染防止対策を徹底し、移動先での感染リスクの高い行動を控えてください。
- 高齢者施設での面会時は、感染防止対策を徹底してください。（オンラインでの面会など高齢者との接触を行わない方法も検討してください）
- 高齢者※2の同居家族が感染した場合、高齢者の命を守るため、感染対策が取れない方は、積極的に宿泊療養施設において療養してください。
- 会食を行う際には、以下のルールを遵守してください。
  - ・ゴールドステッカー認証店舗を推奨します。
  - ・マスク会食※3の徹底をお願いします。 ※3 疾患等によりマスクの着用が困難な場合などはこの限りではありません

## ★市主催(共催)の行事

○主催者に対し、以下の開催制限を要請します。(特措法第24条第9項に基づく)

	感染防止安全計画策定 ※3	その他(安全計画を策定しないイベント)
人数上限 ※2	収容定員まで	5000人又は収容定員50%のいずれか大きい方
収容率 ※2	100% ※4 ※5	大声なし:100%、大声あり:50% ※5 ※6

◆ 感染防止安全計画は、イベント開催日の2週間前までを目途に大阪府に提出すること  
 ◆ 「その他(安全計画を策定しないイベント)」について、府が定める様式に基づく感染防止策等を記載したチェックリストを作成し、HP等で公表すること。当該チェックリストは、イベント終了日より1年間保管すること  
 ◆ イベントの参加者は、イベント前後の活動における基本的な感染対策の徹底を行うこと

※1 イベントには、遊園地・テーマパーク等を含む  
 ※2 収容率と人数上限でどちらか小さい方を限度(両方の条件を満たす必要)。収容定員が設定されていない場合は、大声あり:十分な人と人との間隔(最低1m)を確保し、大声なし:人と人が触れ合わない程度の間隔を確保すること  
 ※3 参加人数が5000人超かつ収容率50%超のイベントに適用  
 ※4 安全計画策定イベントでは、基本的に「大声なし」の担保が前提  
 ※5 同一イベントにおいて、「大声あり」、「大声なし」のエリアを明確に区分して開催する場合、それぞれ50%(大声あり)、100%(大声なし)  
 ※6 「大声あり」は、「観客等が通常よりも大きな声量で、反復・継続的に声を発すること」と定義  
 ※7 飲食提供する場合、業種別ガイドラインの遵守など、業態に応じた感染防止対策を守ることを条件とする

## ★市有施設

○市有施設について、通常どおり開館(開場)しますが、感染拡大の防止を図るため、イベントの内容によって

は、使用制限(収容定員の50%以内等)を行うことや入場制限を行うことがあります。なお、住民センターにつきましては、指定管理者の判断により利用を制限する場合があります。

○催物の開催制限に係る施設は、イベントの開催要件を守るよう、また、これまでにクラスターが発生しているよ

うな施設や3密のある施設は、適切な入場整理等(人数管理、人数制限、誘導等)の実施や、感染防止対策の徹底を依頼します。(特措法第24条第9項に基づく)